

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除（還付）されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の当組合の被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除（還付）されます。

| | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前 | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|------|------|------|---------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | ■ 出産予定月 | ■ | ■ | |
| 多胎の方 | ■ | ■ | ■ 出産予定月 | ■ | ■ | |

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ**、保険料が免除されます。

| 令和5年8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和6年1月 | 2月 |
|--------|----|-----|---------|-----|--------|----|
| | | | ■ 出産予定月 | ■ | ■ | |

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険料の免除が決定し、既に納付済みの保険料がある場合は後日還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後保険料軽減措置届出書※当組合ホームページより届出書のダウンロード可能です→
 - ② 出産予定日又は出産日が確認できる書類（母子健康手帳のコピーなど）
- ※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類（世帯全員分の住民票）が必要です。



届出先・お問い合わせ先

神奈川県歯科医師国民健康保険組合 TEL 045-641-5418
〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68